

事前協議事項確認書

住宅宿泊事業廃棄物事前協議において、以下の事項について説明を受け確認しました。

1 廃棄物の発生量、保管方法について

- (1) ごみの発生量を推計し申し出ます。
- (2) ごみの保管方法を定め申し出ます。
- (3) 住宅宿泊事業のごみは、家庭ごみと分けて保管します。
- (4) 臭気や汚水が発生しないよう、ごみの保管には十分配慮します。
- (5) 集合住宅の保管場所を利用する場合は、管理組合等に確認のうえ申し出ます。

2 廃棄物の処理方法について

- (6) ごみの処理方法を定め申し出ます。
- (7) 住宅宿泊事業で生じる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、家庭ごみと分別し、住宅宿泊事業者の事業系廃棄物として処理します。
- (8) 処理を委託する場合は、産業廃棄物と一般廃棄物の分類に従い適正に処理委託を行います。
- (9) 区の収集を利用する場合は、区の定める収集基準、収集方法に従います。

3 区の収集の利用について

- (10) ごみを出す2週間前までに、清掃事務所に収集開始届を提出します。
- (11) 既存の集積場所を利用する場合は、現在利用している方の承諾を受けてから利用します。
- (12) 指定日以外のごみ出しは行いません。
- (13) ごみの容量毎に定められた事業系有料ごみ処理券を利用します。

住宅宿泊事業を行う住宅所在地（住所）足立区

上記住宅における事業で生じたごみについては、事前協議申出書のとおり適正に処理します。

年 月 日 署名 (関係:)

署名者が住宅宿泊事業者本人でない場合は、本人との関係もご記入ください。